

久万高原町教育委員会いじめ調査委員会調査報告書の公表方針

1. 調査結果の公表方針

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省ガイドライン)に基づき、久万高原町で発生した「いじめ事案」について、次のとおり公表する。

(参考:ガイドライン 調査結果の公表、公表の方法)

～ 調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい ～

本町においては、文部科学省ガイドラインを参照して、

- ① 本事案を公表することで、社会全体としていじめ問題を考えていく契機となり、再発防止を含む「いじめ防止対策」に資すること。
- ② 学校、家庭、地域が協働して、「いじめ防止」に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること。
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や教育行政の推進に役立てること。
- ④ 第三者機関である「久万高原町教育委員会いじめ調査委員会」の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保てること。

等の観点から、本町の個人情報保護に関わる条例等に従って公表することとする。

2. 公表に対する被害及び加害保護者への意向確認と公表の決定

公表することによる関係当事者への弊害

- ① 町内の保護者や地域住民誰もが目にすることで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域における生活に支障が及ぶこと
- ② インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害が起ること
- ③ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者が公表を恐れ、調査に消極的になること

が起ること可能性があるため、このような弊害を最小限に抑えるよう努めることとする。

3. 公表の方法等

① 公表の方法

- 公表とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことであり、今回の公表については、久万高原町教育委員会ホームページへの一定期間の掲載とする。

② 公表資料

- 久万高原町教育委員会ホームページ … 調査報告書(写)
※調査報告書(写)は、本町の個人情報保護に関わる条例等に従ってマスキングを施した調査報告書とする。

③ 公表の期間

- 久万高原町教育委員会ホームページ … 公表の日から6ヶ月
(注)公表期間中に公表の継続が困難な事情が生じた場合は中止することとする。その場合は、久万高原町教育委員会ホームページにて告知する。

4. お問い合わせ、連絡先等

〒791-1201

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万188

久万高原町教育委員会事務局

TEL (0892)21-0139 FAX (0892)21-0179